

処 分 等 の 種 類		業務停止 22 日間（令和 7 年 11 月 15 日～令和 7 年 12 月 6 日）
事 実 発 生 年 月 日		令和 7 年 1 月
事 実 探 知 の 動 機		相談
聴 聞 年 月 日		令和 7 年 10 月 8 日
処 分 年 月 日		令和 7 年 10 月 31 日
違 反 条 項 又 は 該 当 条 項		法第 34 条の 2 第 1 項 法第 47 条の 2 第 3 項及び規則第 16 条の 11 第 2 号
処 分 等 の 根 拠 条 項		法第 65 条第 2 項
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社 5 S
	代 表 者	堀 義孝
	免 許 番 号 及 び 免 許 年 月 日	北海道知事上川（2）第 1247 号 令和 5 年 11 月 8 日
	主たる事務所の所在地	旭川市 6 条通 7 丁目 30 番地 1 エクセル A1 ビル 3F
<p>処分等の理由</p> <p>1 媒介の依頼を受け、媒介契約を締結したが、媒介の契約締結時に書面を交付しなかった。 このことは、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第 34 条の 2 第 1 項の規定に違反し、法第 65 条第 2 項に該当する。</p> <p>2 上記 1 の媒介業務により、契約の申し込みの撤回を行ったのに関わらず、既に受領した預かり金を返還しなかった。 このことは、法第 47 条の 2 第 3 項及び規則第 16 条の 11 第 2 号の規定に違反し、法第 65 条第 2 項に該当する。</p>		
原 因 者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人又は法人である業者の代表者（<input checked="" type="checkbox"/>取引士資格あり／なし） ・代表者以外の役員又は政令使用人（取引士資格あり／なし） ・一般セールスマン（取引士資格あり／なし） 	

（記載上の注意）

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の違反条文（従）とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてください。
- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。